

こんな時には、手続きが必要です

県営住宅に入居されている間、以下のような事由が発生した場合、すみやか（1か月以内を目途）に埼玉県住宅供給公社(管轄支所)で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

ご注意	(1)世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。
ください	(2)手続きに必要な添付書類は、原本(3か月以内の交付)を提出してください。

【主な手続き一覧】 下記以外の書類が必要となる場合もあります。

内容	申請書の種類	必要書類（添付する証明書等）
・子の出生 ・同居者の転出 （死亡・離婚・別居等）	入居世帯異動届 （世帯員の異動）	○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○死亡の場合……住民票の除票 ○別居等の場合…住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票 ○離婚の場合……戸籍謄本(離婚の事実が確認できるもの)と転出した方の住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票 ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。
・名義人が結婚したとき ・新たに親族を同居させたいとき 【同居が可能な方】 1. 名義人の配偶者 2. 名義人の一親等の血族又は姻族	同居承認申請書	○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの） ○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等） ※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等 ○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等） ○納税証明書等（税金を滞納していないことが確認できるもの） ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。
★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。		
・名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき 【引き続き入居が可能な同居者】 1. 名義人の配偶者 2. 名義人の一親等の血族又は姻族であり、①～④のいずれかに該当する方。 ① 60歳以上の方 ② 1～4級に該当する身体障がい者の方 ③ 1～2級に該当する精神障がい者の方 ④ ①A,B に該当する知的障がい者の方	入居権利者地位承継承認申請書	○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの） ○転出する名義人の住民票の除票又は転出先(新住所地)の住民票 ○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○入居請け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類 ※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。 ★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。 ★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。
・緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき	緊急時等連絡先変更承認申請書	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
・連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき	連帯保証人変更承認申請書	○新連帯保証人の印鑑登録証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
・入居者の姓名が変わったとき	改名届	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
・続けて15日以上使用しないとき	住宅不使用届	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
・収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難になったとき	減免申請	○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○所得証明書等

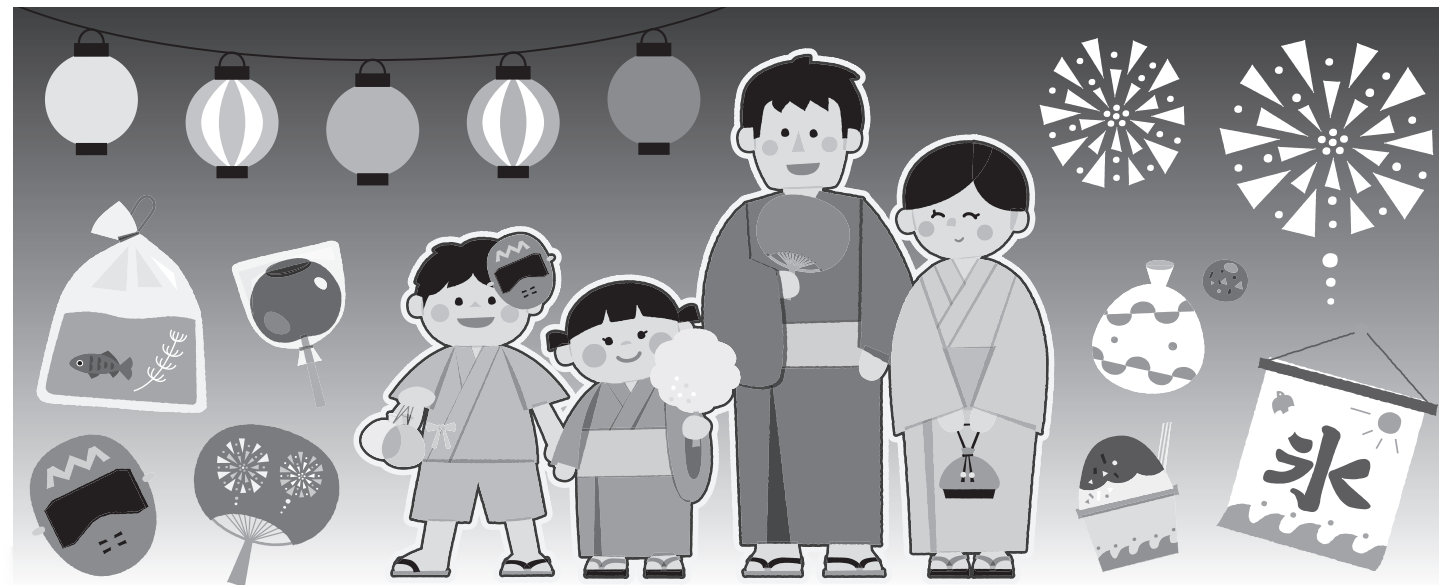
令和6年3月1日から本籍地以外の市町村役場の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除く。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

県営住宅だより

令和8年6月号
NO.135



お願い

7月は収入申告書の提出期間です!!

●提出する書類

①収入申告書(送付した通知に同封されています)

②令和8年度(令和7年分)所得(課税・非課税)証明書の原本(マイナンバー未提出世帯)



埼玉県マスコット「コバトン」

※マイナンバー書類を提出した世帯は、上記②の書類を省略することができます。

(今年度提出の方は次年度から省略することができます。)

※提出対象:中学生以下を除いた入居者全員および遠隔地扶養者

※就職・転職などをした方は、上記①②の書類以外にもご提出いただく書類があります。収入申告書の通知をよくご確認ください。

県営住宅に入居の皆さんの令和9年4月以降の家賃を決定する手続きです。未提出・書類不備の場合、近隣民間住宅相当額の家賃となります。必ずご提出ください。

市区町村役場では、収入申告の詳細についてお答えできませんので、県営住宅収納課又は各支所へお問い合わせください。

提出期限:令和8年7月31日(金)

【営業時間】

埼玉県住宅供給公社

午前8:30～午後5:15 (土日祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く)

本社 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

県営住宅課 TEL048-829-2875

県営住宅課駐車場担当 TEL048-829-2864

県営住宅収納課 TEL048-829-2876

公営住宅技術課 TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805

川越支所 〒350-1101

熊谷支所 〒360-0826

岩槻支所 〒339-0007

さいたま市大宮区寿能町2-131

川越市的場2218-4ペルアート301号室

熊谷市赤城町1-147-2

さいたま市岩槻区諏訪3-3

TEL048-645-1772

TEL049-227-6408

TEL048-524-7963

TEL048-794-7146

お知らせ 収入申告書の記入方法等については動画をご活用ください

埼玉県住宅供給公社ウェブページのトピックスで確認！

埼玉県住宅供給公社 検索

動画閲覧方法

or

または

スマートフォンで上記の二次元バーコードを読み込み！

必要書類や記入方法は動画で公開！

埼玉県マスコット「コバトン」

二次元バーコードの読み込み方

Step 1 カメラを起動して二次元バーコードを撮影

Step 2 撮影して表示されたURLをクリック

Step 3 動画を視聴！

※URLが出ない場合は、別途で二次元バーコードリーダーのダウンロードが必要です。

活動報告 防災（火災）訓練 ～浦和細野住宅自治会～

浦和細野住宅自治会で防災訓練が実施され、訓練を行った感想を自治会長に伺いました。



今回の防災訓練には、子どもからお年寄り、外国人の方まで、約50名の住民の皆さまに参加いただきました。当日は、119番通報訓練や消火器を使った初期消火、三角巾の使い方、簡易トイレの説明など、実践的な内容に取り組みました。また、電気・水道・ガスが使えない状況を想定し、薪での炊飯やガスコンロでの豚汁づくりなどの炊き出しも行いました。参加者同士が交流しながら学ぶことで、防災意識が高まり、とても有意義な時間になったと感じています。特に外国人の方々にも多く参加いただき、地域全体で防災への理解を深める良い機会となりました。

～自治会長～



埼玉県マスコット「コバトン」
「ざいたまっち」

防災（防火）訓練を通じて防災に関する意識を高め、一人ひとりが自分の身の安全を守るためにも、正しい知識や行動を身に付けておく必要があります。
助成制度をぜひ活用し、訓練を実施してください。

お知らせ 災害時に備えての心構えを整えましょう

- これからの季節、台風や大雨に備えましょう。
- ・危険箇所の回避 — 川や用水路には近づかず、不要な外出は控えましょう。
 - ・避難準備 — 避難場所と経路を事前に確認しておきましょう。
 - ・備蓄の見直し — 水・食料・懐中電灯などを揃えておきましょう。
- 日頃の備えが、いざという時の安全につながります。皆さんで安心して暮らせる環境を守っていきましょう。
- 右記二次元コードより公社HP「災害時の備え」をご確認ください。



お知らせ 家賃支払いや暮らしの相談受付を行っています

収入の減少や物価高騰の変化により、家賃お支払いに関する不安や、日々の暮らしの中での困りごとや心配ごとについて、ご意見をお寄せいただく窓口を開設しています。

家賃支払いの相談はこちら



左の二次元コードよりご意見をお寄せください。
※記名でご回答いただき、公社からご連絡させていただく場合がございます。

暮らしの相談はこちら



左の二次元コードよりご意見をお寄せください。
※無記名で皆さまの声をお聞きするもので、原則返信は致しません。



埼玉県マスコット「コバトン」

お知らせ 令和8年度 家賃・駐車場使用料 口座振替日のご案内

家賃の引落日は、毎月末日の前日です。ただし、末日の前日が金融機関の休業日の場合は、その前日になります。※駐車場使用料は、家賃と異なります。

納入月	【家賃】引落日	【駐車場使用料】引落日
令和8年 7月	7月30日(木)	7月30日(木)
8月	8月28日(金)	8月28日(金)
9月	9月29日(火)	9月29日(火)
10月	10月30日(金)	10月29日(木)
11月	11月27日(金)	11月27日(金)
12月	12月30日(水)	12月29日(火)

必ず引落日前日までに入金してください。

口座振替は納め忘れもなく、便利で安心、確実な納入方法です。ぜひご利用ください。

令和8年4月1日より、下記のとおり取扱いが変更となります。

1.株式会社群馬銀行

窓口にて納付書でお支払いされる場合、手数料が発生いたします。

2.三井住友信託銀行株式会社

納付書及び口座振替の収納代理金融機関としての店頭受付が終了となりました。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

